

入札公告

当機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第11条の規定に基づき、以下の一般競争入札（最低価格落札方式）を公告します。

2026年6月19日

独立行政法人国際協力機構
本部 契約担当役 理事

1. 業務名称：2026年度「世界の笑顔のために」プログラムに係る輸送業務（単価契約）
2. 競争に付する事項：入札説明書第1入札手続1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1入札手続6. のとおり
4. 契約条項：入札説明書第4契約書（案）のとおり。
5. 開札日時及び場所：入札説明書のとおり。
6. 電子入札による入札執行：本業務の入札は電子入札システムで実施します。詳細については入札説明書をご覧ください。
7. その他：入札説明書のとおり。

以上

入札説明書

【電子入札システム対象案件 / 最低価格落札方式】

業務名称： 2026年度「世界の笑顔のために」プログラムに係る輸送業務（単価契約）

調達管理番号： 26a00062

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 経費に係る留意点
- 第4 契約書（案）

2026/6/19
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

【入札説明書の改訂（2024年10月）】

第1の5.（2）において、「3）人的関係 b）役職員等」について、一般財団法人及び一般社団法人の理事が対象となることが不明瞭であったことから、①iv. に追記しました。

第1の5.（5）において、d）（共同企業体構成員の提出書類）に変更（資本関係又は人的関係に関する申告書を追加）を行いました。また2024年4月以降、競争参加資格の確認結果は資格無しの場合のみ通知することに変更していますのでご注意ください。

第1 入札手続

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称 : 2026年度「世界の笑顔のために」プログラムに係る輸送業務(単価契約)
- (2) 選定方式 : 一般競争入札(最低価格落札方式)
- (3) 業務内容 : 「第2 業務仕様書(案)」のとおり
- (4) 業務履行期間(予定) : 2026/8/3 から 2027/2/26

2. 手続き全般に係る事項

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部契約推進第三課

電子メール宛先 : e_sanka@jica.go.jp

※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン(jica.go.jp)またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

※メール送信後、送信アドレスに受信完了メールが届きます。

※当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記の連絡先までお問い合わせください。

(2) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

入札説明書 該当箇所	提出期限、該当期間	授受方法	メール件名
5. 入札説明書に対する質問提出	公告日 2026/6/25(木) から 正午まで	メール	【質問】(調達管理番号)_ (法人名)_入札説明書
5. 質問に対する機構からの回答	2026/7/3(金) 16時以降	—	—
7. 競争参加資格確認申請書の提出	2026/7/10(金) 正午まで	メール	【提出】(調達管理番号)_ (法人名)_競争参加資格確認 申請書
9. 入札書提出	質問回答翌日 2026/7/10(金) から 正午まで	電子入札 システム	—
11. 入札執行(入札会)の日時	2026/7/14(火) 13:00	電子入札 システム	—

3. 入札説明書資料の交付・閲覧

該当なし

4. 業務内容説明会

該当なし

5. 入札説明書に対する質問及び回答

入札説明書（業務仕様書（案）の内容等、契約書（案）の文言確認）に対する質問がある場合は、質問書に記入のうえ、電子データ（EXCEL形式）での提出をお願いいたします。公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしておりますのでご了承ください。

（1）質問方法

- 1) 質問提出期限 : 2.（2）日程参照
- 2) メール件名 : 【質問】（調達管理番号）_（法人名）_入札説明書
- 3) 提出先 : 2.（1）記載の電子メール宛先
- 4) 必要書類 : 「質問書」16.様式参照

（2）質問への回答

提出期限までに提出いただいた質問及び回答については、以下のサイト上に掲示します。

なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ→「JICAについて」より「調達情報」→「公告・公示情報」→
「物品の調達・役務の提供等」

<https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koji2026.html>

（3）留意事項

回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。

入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

6. 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を定めます。

- 1) 全省庁統一資格
令和07・08・09年度全省庁統一資格で、
「役務の提供等」
の資格を有すること。(等級は問わない)
- 2) 資本関係又は人的関係
競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。
 - a) 資本関係 : 以下のいずれかに該当する二者の場合。
 - ① 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。)の関係にある場合
 - ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - b) 人的関係 : 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
 - ① 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ・ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ・ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ・ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ・ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
 - ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。)
 - iv 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事
 - v その他業務を遂行する者であって、iからivまでに掲げる者に準ずる者
 - ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合
 - ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 : 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：競争に参加しようとする者の中で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的として当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

- 3) 日本国登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(16.様式集参照)を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

(4) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき または発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

(5) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

7. 競争参加資格提出書類

(1) 提出方法

- 1) 提出期限 : 2.(2) 日程参照
2) メール件名 : 【提出】(調達管理番号)_(法人名)_競争参加資格確認申請書
3) 提出先 : 2.(1) 記載の電子メール宛先
4) 提出書類 : (2) の書類を提出してください。

(2) 提出書類

提出書類	様式
① 競争参加資格確認申請書	16. 様式参照
② 全省庁統一資格審査結果通知書(写) (資格は提出期限(参加申込期限)時点で有効であること)	
③ 資本関係又は人的関係に関する申告書 (該当なしの場合も提出は必須です。)	16. 様式参照
④ 共同企業体を結成するとき ・ 共同企業体結成届 ・ 共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記①、②、③) ※共同企業体代表者がまとめて提出してください。	16. 様式参照

(3) 留意事項

上記提出書類が未提出または不備があっても、弊機構から提出書類の依頼や書類不備の連絡はおこないませんので、提出書類は十分確認してください。

(4) 追加資料提出の指示

競争参加資格要件、特に、「財務状況の健全性」及び「秘密情報保全」に係る資格要件の確認・審査において、上記提出資料のみでは判断がつかない場合には、提出期限を明示して、追加資料の提出を求めることがあります。提示された提出期限までに追加資料の提出がなかった場合には、当該競争参加者の競争参加資格を認めないことがあります。

また、「主要な業務従事者が秘密情報を取り扱うにふさわしい者」であるかの判断について、業務従事者にかかる追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 契約締結後には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（最新版）及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」（別添1）を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」（別添2）にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行ってください。

（※別添1及び別添2については契約書案を参照してください。）

政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しおよび別添資料について、詳細は以下をご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2024/20250210.html>

8. 競争参加資格確認の通知

確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

9. 入札書の提出

電子入札システムの「入札書」に所定の項目を入力の上、同システム上で提出してください。

(1) 提出方法

- 1) 入札書締切 : 2.(2) 日程参照
- 2) 提出先 : 電子入札システム

(2) 電子入札システム

- 1) JICA電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となります。

初めての方は入札書の提出日より前までにご準備ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/ebidding.html>

① 認証局発行のICカード及びカードリーダーの準備

認証局によりますが、**ICカードの発効には2~4週間かかります。**

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。

https://www.jica.go.jp/Resource/announce/notice/ku57pg00002mbjis-att/registration_manual.pdf

② 団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行にはJICAの団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。登録には、7～10営業日かかります。

<https://www.iica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

- ③ 電子入札システム操作手順は「操作マニュアル6ページ」を参照ください。

https://www.iica.go.jp/about/announce/notice/_icsFiles/afieldfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

- 2) 電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。
- 3) 総合点が同点の場合には、抽選となりますので、その際に必要となる「くじ入力番号」（3桁の半角数字）を必ず入力してください。
- 4) 入札金額は円単位で記入し、消費税及び地方消費税を抜いた**税抜き価格**としてください。

(3) その他

- 1) 一旦提出された札書は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 入札保証金は免除します。

10. 辞退届の提出

競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

(1) 提出方法

- 1) メール件名 : 【辞退】(調達管理番号)_(法人名)_案件名
- 2) 提出先 : 2.(1)記載の電子メール宛先

(2) 留意事項

- 1) 上記の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- 2) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

11. 入札執行

(1) 入札方法等

1) 入札方法

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。

2) 入札会の手順

① 開札

日 時 : 2.(2)日程参照

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

② 再入札及び不落随意契約交渉

- a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

- b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。
- c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(2) 再入札

電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。

なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間までに再入札書を電子入札システム上で提出願います。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4) 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

(5) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 1) 明らかに連合によると認められる入札
- 2) 条件が付されている入札
- 3) その他入札に関する条件に違反した入札

12. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

発注者の予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を電子入札システム上で落札者とします。

落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。

(2) 抽選

落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(3) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、11. (5) 入札書の無効 に基づき「無効」と判断され合 った場合

- 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

13. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第4 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名により締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約保証金は免除します。
- (3) 契約書附属書Ⅱ「契約単価表」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

14. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ① 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ① 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - ② 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - ④ 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合には同基準第14章の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます

15. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者は通知した日の翌日から起算して7営業日以内に、説明を求めることができますので、ご要望があれば2.(1)選定手続き窓口までご連絡ください。

- (3) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、株式会社うるるへ委託しています。同者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おきます。

本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/chotatsu/2025/_icsFiles/afieldfile/2025/09/18/20250918.pdf

- (4) 契約締結後には、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（最新版）及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」（別添1）を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」（別添2）にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行ってください。

（※別添1及び別添2については契約書案を参照してください。）

政府統一基準群の改定に伴う情報セキュリティ対応の見直しおよび別添資料について、詳細は以下をご確認ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2024/20250210.html>

16. 様式

- (1) 入札手続に関する様式

- 1) 機密保持誓約書
- 2) 質問書
- 3) 競争参加資格確認申請書
- 4) 資金的関係又は人的関係に関する申告書
- 5) 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
- 6) 委任状

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

[URL:https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html](https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)

- (2) 書類の押印省略

様式または本説明書において押印を必要としている提出書類は、代表者印等の押印を原則とします。ただし、機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書について押印が困難な場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず明記し、提出時の電子メールは責任者本人又は責任者にccを入れて送付してください。

本件の問い合わせは、記録保持と正確な対応のため、原則として電子メールでお願いします。

メールアドレス：e_sanka@jica.go.jp 電話番号：03-5226-6609

電子入札システムに関する技術的質問は回答できません。必ずヘルプデスクへお問い合わせください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/_icsFiles/afieldfile/2025/05/15/manual2025_0514.pdf

第2 業務仕様書（案）

業 務 仕 様 書

1. 件 名：2026年度「世界の笑顔のために」プログラムに係る輸送業務(単価契約)
2. 輸送対象物品：2026年度「世界の笑顔のために」プログラム仕向国と物品リスト(別紙1)参照
3. 出荷地：日本
4. 仕向国：2026年度「世界の笑顔のために」プログラム仕向国と物品リスト(別紙1)参照
5. 荷受人：JICA 在外事務所/支所/フィールドオフィス
6. 履行期間：2026年8月〇日から2027年2月26日まで
(仕向地到着希望日：2027年1月31日まで)
7. 業務内容
 - (1) 機材の航空機搭載可否の確認及び輸出可否に係るアドバイス
 - (2) 日本国内から提供された物品の指定倉庫での受領・保管
 - (3) 輸出梱包の実施
 - (4) 航空輸送の手配
 - (5) 輸出に必要な申請・証明取得
 - (6) 輸送書類及び経費関連書類の作成
 - (7) 輸出通関手続き
 - (8) 貨物の追跡、貨物の到着確認・報告
 - (9) 請求書の発行
 - (10) 本プログラムに関する航空輸送費見積書作成※詳細は輸送条件書のとおり
8. 航空輸送の手配について
 - (1) 受注者は、「輸送依頼書」にて指定する到着希望日を確認の上、航空便を手配する。手配に際しては、安全かつ円滑に輸送できる航空会社・ルートを選択する。
 - (2) 仕向空港は、通常、仕向国首都または主要都市の国際空港とするが、地方空港への輸送を依頼する場合、料金は別途協議する。
 - (3) 仕向国により、機材到着前に書類で免税通関手続きを要することから、発注者は、輸送書類の入手後、免税通関手続きに係る所要日数(概ね数日～14日程度)を空け、仕向国に到着する航空便手配を依頼する場合がある。当該仕向国への輸送依頼時に指示する。受注者は、指示に基づき適切な航空便を手配する。
 - (4) 通常品の輸送に係る航空便は原則受注者が選定する。ダイレクト AWB・混載 貨物を問わないが、確実な追跡が可能な方法とすること。
 - (5) 受注者は、機材の遅延や貨物破損等のリスクが小さいと考えられる経路及び 航空会社の利用につき配慮する。リスクが高いと思われる経路や航空会社を受注者が手配した場合には、発注者は協議を求めることがある。

- (6) 欠航やオーバーブッキング等により、当初予定したフライトスケジュールを変更する必要がある場合、ただちに発注者に報告の上、変更後の到着希望日を確認する。現地の引取態勢が前提となるため、発注者の了解なしに決定しないこと。
- (7) 対象国の運行状況把握に努め、輸送手配に際しては留意すること。

9. 輸送書類及び経費関連書類の作成

- (1) 発注者が提供する物品リストに基づき、輸送書類(Flight Information, Air Waybill, Invoice, Packing List, 各種証明書)を作成する。
- (2) インボイス番号は、発注者が指定する管理番号を使うこと。
- (3) 契約単価に基づいて「個別案件明細書」を作成する。単価の設定がない費用については見積書を作成する。実費を証憑書類に付し「個別案件明細書」に記載する。
- (4) 輸送書類及び経費関連書類に誤りがないように、ダブル・チェック体制を採るなど品質管理に努める。
- (5) Pro-forma Invoice が必要な場合、受注者は、発注者からの指示に基づき作成する。
- (6) 英文機材リストがない場合、受注者が英訳する。翻訳困難な機材がある場合には、受注者は発注者に英語名を確認する。
- (7) 発注者は、輸入国にある発注者の在外事務所等に輸送書類の PDF を送付し、免税通関を依頼する。

【事前提出書類】

以下表中の番号順に、「A(1~5)」、「B(6~7)」を各々1つのPDFに取纏める。それぞれのPDFファイルの名称はインボイス番号を使用し、「輸送書類 EGA 17003-1CS」、「経費関連書類 EGA 17003-1CS」のように記載する。

		事前提出書類		部数
A	輸送書類	1	Flight Information	PDF1部
		2	Air Waybill	
		3	Invoice	
		4	Packing List	
		5	各種証明書(必要な場合)	
B	経費関連書類	6	個別案件明細書	PDF1部
		7	見積書(単価表にない経費)、証憑等	

(8) 個別案件業務完了後の資料提出

受注者は、本邦国際空港からの発送が済み次第、以下の輸送書類を発注者にすみやかに提出する。

なお、(7)項記載の書類提出後に、変更があった場合には、先に当該書類を再提出すること。

【提出輸送書類】

		最終提出書類		部数
A	輸送書類	1	Flight Information	PDF1部
		2	Air Waybill	

		3	Invoice	
		4	Packing List	
		5	各種証明書（必要な場合）	
		6	輸出許可通知書	
		7	輸送日程報告カード（確定）	
B	経費関連書類	8	個別案件明細書	PDF1 部
		9	実費請求が認められている各種費用の証憑	

10. 貨物の追跡、貨物の到着確認・報告

- (1) 貨物が仕向空港に到着したときに、「Notify Party」への連絡を確実に行う。受注者の海外支店・代理店等がない場合には、航空会社にこれを確実に行うように依頼する。
- (2) フライトスケジュールが変更された場合や経由地で予定の航空機に搭載されなかった場合等には、受注者は、ただちに発注者に変更後の到着便情報を報告する。

11. その他の条件

- (1) 内容の変更が生じたときは、相互に協議のうえ、内容を変更することができる。
- (2) 貴社及びその従業員は、本契約履行の過程で知り得た秘密及び個人情報を機構の承認を得ることなく、これを第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務は梱包条件書及び輸送条件書に従い行うこと。
- (4) リストに記載されている物品を受注者指定本邦倉庫へ集めるため、配送されてくる物品の受け取りを業務に含めること。また、受け取った物品は輸送するまで安全に保管すること（最大 60 日を想定）。
- (5) JICA 担当者が受注者指定本邦倉庫で検品作業を行うため、作業スペースを提供すること。
- (6) 仕向国ごとの荷物の梱包を業務に含めること。破損しやすい物品には、緩衝材を追加するなど十分な梱包を行う。梱包材は必要に応じて受注者が用意する。
- (7) 輸送書類作成を含む輸送手続きと輸送を業務に含めること。
- (8) 発注者または発注者が指定する者から受注者に物品が引き渡された時点より、業務の責任が受注者に移転するものとし、到着地空港（原則的に到着地空港保全倉庫への搬入）時まで責任を負うものとする。
- (9) 個別案件明細書を成果品とする。

12. 支払条件

- (1) 本契約にて定める、一般貨物単価及び FOB 手数料等単価に、実際の貨物量等乗じ、請求金額を算出する。ただし、より安価な請求額となる重量価格帯においては「AS 取り」を優先すること。
- (2) 単価表にない経費については、実費または事前の見積書等に基づき請求金額を算出する。

- (3) 受注者はすべての貨物がすべての仕向け地に到着した後に、本邦国際空港からの発送済み貨物に係る、運賃、FOB 手数料等、費用実績を、「個別案件明細書」にとりまとめ、これを業務完了届(兼経費報告書)の添付書類とし発注者に提出する。
- (4) 発注者は、成果品の検査を行い、不備等がなければ金額を確定し受注者に通知する。
- (5) 受注者は発注者から検査結果及び精算確定金額の通知を受領後、同通知に基づき、請求書を発注者に提出する。
- (6) 発注者は請求書を受領した後、30 日以内に受注者に支払う。

13. 留意事項

- (1) 受注者は貨物が安全かつ迅速に輸送されるように最大の努力をする。
- (2) 発注者の事前の了解なく受注者の責に帰すべき事由により貨物の到着が遅延した場合、または、受注者の責に帰すべき理由により、誤った輸送を行った場合は、受注者は、別途定める違約金を発注者に支払わなければならない。
遅延や誤発送、その他事故、頻繁または重大な粗雑業務が発生した場合は、受注者は社内の体制整備等具体的な改善措置について文書による報告書を発注者に提出する。改善措置が不十分であり、トラブルの再発が懸念されると判断したときは、発注者は受注者との本契約を解除する場合もある。

別紙 1：2026 年度「世界の笑顔のために」プログラム仕向け国と物品リスト

別紙 2：梱包条件書

別紙 3：輸送条件書

別紙 4：個別案件明細書

番号	仕向国	区分	物品名	数量	単位	想定される1単位の重量(kg)	重量(kg)×個数	重量合計(kg)	容積重量(m3)	輸送依頼予定	予定される仕向地空港
1	ウガンダ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーボール	29	個	0.5	14.5	31	0.186	輸送依頼予定	エンテベ国際空港(EBB)
2	ウガンダ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーユニフォーム	15	セット	0.3	4.5				
3	ウガンダ	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボール	8	個	0.5	4				
4	ウガンダ	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンラケット	6	本	0.3	1.8				
5	ウガンダ	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンネット	1	張	5	5				
6	ウガンダ	Aスポーツ用品_04バスケットボール	バスケットボール	2	個	0.5	1				
7	ウガンダ	G福祉関連_03その他福祉関連	膿盆	1	個	0.1	0.1				
8	ウガンダ	G福祉関連_03その他福祉関連	医療用トレイ	1	個	0.1	0.1				
9	エルサルバドル	B楽器類_01打楽器	カスタネット	50	個	0.1	5	47.2	0.2832	輸送依頼予定	エルサルバドル国際空港(SAL)
10	エルサルバドル	B楽器類_01打楽器	マレット	10	セット	0.1	1				
11	エルサルバドル	B楽器類_01打楽器	トライアングル	6	個	0.3	1.8				
12	エルサルバドル	B楽器類_01打楽器	タンバリン	30	個	0.5	15				
13	エルサルバドル	B楽器類_01打楽器	シンバル	2	セット	1	2				
14	エルサルバドル	B楽器類_01打楽器	マラカス	2	セット	0.2	0.4				
15	エルサルバドル	B楽器類_01打楽器	スティック(パチ)	10	セット	0.1	1				
16	エルサルバドル	B楽器類_02管楽器	リコーダー	30	本	0.2	6				
17	エルサルバドル	B楽器類_03鍵盤楽器	鍵盤ハーモニカ(吹き口付)	10	個	1.5	15				
18	カメルーン	C教材類_04書籍類	絵本(日本語あるいはフランス語)	21	冊	0.3	6.3	6.9	0.0414	輸送依頼予定	ヤウンデ国際空港(NSI)
19	カメルーン	C教材類_04書籍類	紙芝居(日本語あるいはフランス語)	2	冊	0.3	0.6				
20	カンボジア	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボール	6	個	0.5	3	26	0.156	輸送依頼予定	プノンペン国際空港(PNH)
21	カンボジア	Aスポーツ用品_10学校体育	なわとび(個人用)	4	本	0.2	0.8				
22	カンボジア	B楽器類_03鍵盤楽器	鍵盤ハーモニカ(吹き口付)	7	個	1.5	10.5				
23	カンボジア	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンラケット	16	本	0.3	4.8				
24	カンボジア	C教材類_02図工・美術教材	色鉛筆	3	セット	0.3	0.9				
25	カンボジア	C教材類_02図工・美術教材	水彩画セット	6	セット	1	6				
26	ガーナ	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボール	5	個	0.5	2.5	14.4	0.0864	輸送依頼予定	コトカ国際空港(ACC)
27	ガーナ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーボール	2	個	0.5	1				
28	ガーナ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーユニフォーム	36	枚	0.3	10.8				
29	ガーナ	Aスポーツ用品_11その他競技	ボール用空気入れ	1	個	0.1	0.1				
30	キューバ	D日本語・日本文化_05伝統文化	書道用具セット	5	セット	1.5	7.5	15.5	0.093	輸送依頼予定	ホセ・マルティ国際空港(HAV)
31	キューバ	C教材類_02図工・美術教材	クレヨンセット	5	セット	0.3	1.5				
32	キューバ	C教材類_02図工・美術教材	水彩画セット	1	セット	1	1				
33	キューバ	D日本語・日本文化_02伝統玩具	将棋セット	1	セット	1	1				
34	キューバ	D日本語・日本文化_02伝統玩具	百人一首	1	セット	0.7	0.7				
35	キューバ	D日本語・日本文化_02伝統玩具	かるた	1	セット	0.3	0.3				
36	キューバ	D日本語・日本文化_03年中行事用品	こいのぼり	1	セット	2	2				
37	キューバ	D日本語・日本文化_02伝統玩具	折り紙・千代紙	5	セット	0.1	0.5				
38	キューバ	F手芸用品_01裁縫・編み物	裁縫道具セット	2	セット	0.5	1				
39	キリバス	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンシャトル	100	個	0.1	10	16.6	0.0996	輸送依頼予定	ボンリキ国際空港(TRW)
40	キリバス	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンラケット	20	本	0.3	6				
41	キリバス	Aスポーツ用品_07バドミントン	ユニフォーム	2	着	0.3	0.6				
42	キルギス	Aスポーツ用品_11その他競技	空手道着(帯付き)	10	着	2	20	35.3	0.2118	輸送依頼予定	マナス国際空港(BSZ)
43	キルギス	D日本語・日本文化_04和服・和装品	浴衣セット	3	セット	1.5	4.5				
44	キルギス	D日本語・日本文化_04和服・和装品	浴衣セット 子ども用	3	セット	1.5	4.5				
45	キルギス	D日本語・日本文化_05伝統文化	茶道用具セット	1	セット	2	2				
46	キルギス	D日本語・日本文化_05伝統文化	法被	10	枚	0.4	4				
47	キルギス	D日本語・日本文化_02伝統玩具	ことわざかるた	1	個	0.3	0.3				
48	ケニア	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンラケット	4	個	0.3	1.2	13.2	0.0792	輸送依頼予定	ジョモ・ケニヤッタ国際空港(NBO)
49	ケニア	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンシャトル	4	個	0.1	0.4				
50	ケニア	B楽器類_03鍵盤楽器	鍵盤ハーモニカ(吹き口付)	4	個	1.5	6				
51	ケニア	D日本語・日本文化_02伝統玩具	こま	26	個	0.2	5.2				
52	ケニア	D日本語・日本文化_02伝統玩具	けん玉	2	個	0.2	0.4				
53	ザンビア	E保育関連_01玩具・遊具	積み木(ブロック)	2	セット	1	2	40.6	0.2436	輸送依頼予定	ルサカ国際空港(LUN)
54	ザンビア	C教材類_01理数科教材	分子模型大(教師用)	5	個	1.5	7.5				
55	ザンビア	Aスポーツ用品_04バスケットボール	バスケットボール	10	個	0.5	5				
56	ザンビア	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボール	5	個	0.5	2.5				
57	ザンビア	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーボール	5	個	0.5	2.5				
58	ザンビア	C教材類_02図工・美術教材	クーピー	15	個	0.3	4.5				
59	ザンビア	B楽器類_03鍵盤楽器	鍵盤ハーモニカ(吹き口付)	8	個	1.5	12				
60	ザンビア	D日本語・日本文化_02伝統玩具	けん玉	3	個	0.2	0.6				
61	ザンビア	D日本語・日本文化_01日本語書籍類	紙芝居(日本語)	8	セット	0.5	4				
62	ジンバブエ	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボール	15	個	0.5	7.5	33.6	0.2016	輸送依頼予定	ハラレ国際空港(HRE)
63	ジンバブエ	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボールユニフォーム	30	セット	0.2	6				
64	ジンバブエ	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボール用ネット	1	張	2	2				
65	ジンバブエ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーボール	10	個	0.5	5				
66	ジンバブエ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカースパイク	2	足	0.7	1.4				
67	ジンバブエ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーユニフォーム	3	セット	0.3	0.9				
68	ジンバブエ	Aスポーツ用品_11その他競技	ラグビーユニフォーム	13	セット	0.5	6.5				
69	ジンバブエ	Aスポーツ用品_11その他競技	ラグビーボール	8	個	0.3	2.4				

番号	仕向国	区分	物品名	数量	単位	想定される1単位の重量(kg)	重量(kg)×個数	重量合計(kg)	容積重量(m3)	輸送依頼予定	予定される仕向地空港
70	ジンバブエ	Aスポーツ用品_11その他競技	タグラグビー用のタグ	19	個	0.1	1.9				
71	セネガル	E保育関連_01玩具・遊具	知育玩具	2	個	1	2	42	0.252	輸送依頼予定	ブレイズ・ディアニュー国際空港(DSS)
72	セネガル	G福祉関連_01補助機材	室内用自走式車いす	2	台	20	40				
73	チュニジア	Aスポーツ用品_09剣道	剣道着	10	着	2	20	53.7	0.3222	輸送依頼予定	チュニス・カルタゴ国際空港(TUN)
74	チュニジア	Aスポーツ用品_09剣道	剣道防具一式	4	セット	4	16				
75	チュニジア	Aスポーツ用品_09剣道	竹刀	20	本	0.6	12				
76	チュニジア	Aスポーツ用品_10学校体育	なわとび	2	本	0.2	0.4				
77	チュニジア	B楽器類_01打楽器	カスタネット	2	個	0.1	0.2				
78	チュニジア	C教材類_01理数科教材	算数ブロック	1	セット	0.5	0.5				
79	チュニジア	C教材類_01理数科教材	算数セット	1	セット	1	1				
80	チュニジア	C教材類_02図工・美術教材	クレヨン	3	セット	0.3	0.9				
81	チュニジア	D日本語・日本文化_01日本語書籍類	絵本	3	冊	0.3	0.9				
82	チュニジア	D日本語・日本文化_01日本語書籍類	紙芝居	1	セット	0.5	0.5				
83	チュニジア	C教材類_02図工・美術教材	ねんど	1	個	0.5	0.5				
84	チュニジア	C教材類_02図工・美術教材	ねんど板	1	個	0.2	0.2				
85	チュニジア	D日本語・日本文化_02伝統玩具	けん玉	1	個	0.2	0.2				
86	チュニジア	D日本語・日本文化_02伝統玩具	こま	2	個	0.2	0.4				
87	トンガ	D日本語・日本文化_02伝統玩具	折り紙	6	セット	0.1	0.6	376.9	2.2614	輸送依頼予定	ファアモツ国際空港(TBU)
88	トンガ	D日本語・日本文化_04和服・和装品	浴衣セット	2	セット	1.5	3				
89	トンガ	D日本語・日本文化_05伝統文化	書道用具セット	5	セット	1.5	7.5				
90	トンガ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカースパイク	1	足	0.7	0.7				
91	トンガ	C教材類_01理数科教材	教師用大そろばん	3	丁	2	6				
92	トンガ	C教材類_01理数科教材	生徒用小そろばん	1197	丁	0.3	359.1				
93	ドミニカ共和国	G福祉関連_03その他福祉関連	競技用車いす	1	台	20	20	20	0.12	輸送依頼予定	ラス・アメリカス空港(SDQ)
94	ネパール	B楽器類_03鍵盤楽器	鍵盤ハーモニカ(吹き口付)	12	台	1.5	18	25.7	0.1542	輸送依頼予定	トリバン国際空港(KTM)
95	ネパール	B楽器類_02管楽器	リコーダー	20	本	0.2	4				
96	ネパール	C教材類_02図工・美術教材	ねんど	1	個	0.5	0.5				
97	ネパール	Aスポーツ用品_10学校体育	なわとび(個人用)	11	本	0.2	2.2				
98	ネパール	C教材類_01理数科教材	算数ブロック	2	セット	0.5	1				
99	バヌアツ	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボール	6	個	0.5	3	36.6	0.2196	輸送依頼予定	ポートビラ・パウアフィールド空港(VLI)
100	バヌアツ	Aスポーツ用品_10学校体育	ビブス	11	枚	0.2	2.2				
101	バヌアツ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーボール	10	個	0.5	5				
102	バヌアツ	D日本語・日本文化_02伝統玩具	こま	5	個	0.2	1				
103	バヌアツ	D日本語・日本文化_02伝統玩具	けん玉	2	個	0.2	0.4				
104	バヌアツ	D日本語・日本文化_02伝統玩具	竹トンボ	10	個	0.2	2				
105	バヌアツ	D日本語・日本文化_05伝統文化	書道用具セット(筆、墨汁のみ)	5	個	0.3	1.5				
106	バヌアツ	C教材類_02図工・美術教材	紙ねんど	10	個	0.4	4				
107	バヌアツ	C教材類_01理数科教材	算数セット	4	セット	1	4				
108	バヌアツ	C教材類_01理数科教材	算数ブロック	3	個	0.5	1.5				
109	バヌアツ	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンラケット	30	本	0.3	9				
110	バヌアツ	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンシャトル	30	個	0.1	3				
111	東ティモール	D日本語・日本文化_04和服・和装品	浴衣セット	1	着	1.5	1.5	12.5	0.075	輸送依頼予定	レジデンテ・ニコラウ・ロバト国際空港(D)
112	東ティモール	D日本語・日本文化_05伝統文化	書道用具セット	2	セット	1.5	3				
113	東ティモール	D日本語・日本文化_05伝統文化	茶道用具セット	1	セット	2	2				
114	東ティモール	G福祉関連_01補助機材	松葉杖	2	セット	1	2				
115	東ティモール	G福祉関連_01補助機材	短下肢装具	2	個	2	4				
116	フィリピン	C教材類_01理数科教材	算数セット	6	個	1	6	47	0.282	輸送依頼予定	ニノイ・アキノ国際空港(MNL)
117	フィリピン	E保育関連_01玩具・遊具	トランポリン	1	個	5	5				
118	フィリピン	F手芸用品_01裁縫・編み物	編み物かぎ針	10	個	0.1	1				
119	フィリピン	C教材類_01理数科教材	三角定規セット	3	セット	0.1	0.3				
120	フィリピン	C教材類_01理数科教材	そろばん	35	個	0.3	10.5				
121	フィリピン	G福祉関連_03その他福祉関連	聴診器	1	本	0.2	0.2				
122	フィリピン	Aスポーツ用品_04バスケットボール	バスケットボール	1	個	0.5	0.5				
123	フィリピン	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボール	10	個	0.5	5				
124	フィリピン	Aスポーツ用品_06卓球	卓球ラケット	10	本	0.3	3				
125	フィリピン	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンラケット	10	本	0.3	3				
126	フィリピン	Aスポーツ用品_07バドミントン	バドミントンシャトル	50	個	0.1	5				
127	フィリピン	C教材類_02図工・美術教材	水彩画セット	2	セット	1	2				
128	フィリピン	C教材類_02図工・美術教材	版画道具セット	2	セット	1	2				
129	フィリピン	F手芸用品_01裁縫・編み物	編み物棒針	35	組	0.1	3.5				
130	ブータン	Aスポーツ用品_11その他競技	空手道着(帯付き)	10	着	2	20	20	0.12	輸送依頼予定	パロ空港(PBH)
131	マダガスカル	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーボール	30	個	0.5	15	45	0.27	輸送依頼予定	イヴァト空港(TNR)
132	マダガスカル	Aスポーツ用品_08柔道	柔道着(帯付き)	10	着	3	30				
133	マラウイ	E保育関連_01玩具・遊具	型はめパズル	1	個	1	1	6	0.036	輸送依頼予定	リロングウェ国際空港(LLW)
134	マラウイ	E保育関連_01玩具・遊具	パズル	5	個	1	5				
135	マレーシア	D日本語・日本文化_05伝統文化	書道用具セット	2	セット	1.5	3	7.7	0.0462	輸送依頼予定	クアラルンプール国際空港(KUL)
136	マレーシア	D日本語・日本文化_01日本語書籍類	漫画(日本語)	14	冊	0.3	4.2				
137	マレーシア	E保育関連_01玩具・遊具	赤ちゃん用玩具	1	個	0.5	0.5				
138	ミクロネシア	B楽器類_02管楽器	リコーダー	6	本	0.2	1.2				
139	ミクロネシア	B楽器類_03鍵盤楽器	鍵盤ハーモニカ(吹き口付)	3	台	1.5	4.5				

番号	仕向国	区分	物品名	数量	単位	想定される1単位の重量(kg)	重量(kg)×個数	重量合計(kg)	容積重量(m3)	輸送依頼予定	予定される仕向地空港
140	ミクロネシア	C教材類_01理数科教材	算数セット	6	セット	1	6	24	0.144	輸送依頼予定	ボンベイ国際空港 (PNI)
141	ミクロネシア	D日本語・日本文化_04和服・和装品	浴衣セット	1	着	1.5	1.5				
142	ミクロネシア	G福祉関連_03その他福祉関連	薬棚パーツボックス	2	個	2	4				
143	ミクロネシア	G福祉関連_03その他福祉関連	医薬品用保冷バッグ	3	個	1.5	4.5				
144	ミクロネシア	G福祉関連_03その他福祉関連	吸入練習器(pMDI用)	1	個	0.2	0.2				
145	ミクロネシア	G福祉関連_03その他福祉関連	錠剤取り出し器(片手サイズ)	3	個	0.2	0.6				
146	ミクロネシア	G福祉関連_03その他福祉関連	錠剤ハサミ(半錠用)	3	個	0.1	0.3				
147	ミクロネシア	Aスポーツ用品_10学校体育	なわとび(個人用)	6	本	0.2	1.2	9.4	0.0564	輸送依頼予定	チンギス・ハーン国際空港 (UBN)
148	モンゴル	D日本語・日本文化_02伝統玩具	けん玉	2	個	0.2	0.4				
149	モンゴル	D日本語・日本文化_01日本語書籍類	漫画(日本語)	30	冊	0.3	9	30.8	0.1848	輸送依頼予定	ワットタイ国際空港 (VTE)
150	ラオス	Aスポーツ用品_11その他競技	陸上競技用スパイク	1	足	0.3	0.3				
151	ラオス	Aスポーツ用品_11その他競技	グラウンドメジャー	1	個	2	2				
152	ラオス	B楽器類_03鍵盤楽器	鍵盤ハーモニカ(吹き口付)	13	台	1.5	19.5				
153	ラオス	B楽器類_02管楽器	リコーダー(ソプラノ・ジャーマン式)	15	本	0.2	3				
154	ラオス	D日本語・日本文化_05伝統文化	書道用具セット	4	セット	1.5	6	44.8	0.2688	輸送依頼予定	キガリ国際空港 (KGL)
155	ルワンダ	Aスポーツ用品_05バレーボール	バレーボール	7	個	0.5	3.5				
156	ルワンダ	Aスポーツ用品_04バスケットボール	バスケットボール	1	個	0.5	0.5				
157	ルワンダ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーボール	17	個	0.5	8.5				
158	ルワンダ	C教材類_02図工・美術教材	水彩画セット	2	セット	1	2				
159	ルワンダ	C教材類_04書籍類	絵本(外国語)	10	冊	0.3	3				
160	ルワンダ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカースパイク	22	足	0.7	15.4				
161	ルワンダ	Aスポーツ用品_03サッカー	サッカーユニフォーム	30	着	0.3	9				
162	ルワンダ	F手芸用品_01裁縫・編み物	裁ちばさみ	5	丁	0.4	2				
163	ルワンダ	F手芸用品_01裁縫・編み物	リッパー	2	本	0.1	0.2				
164	ルワンダ	F手芸用品_01裁縫・編み物	編み物かぎ針	5	本	0.1	0.5				
165	ルワンダ	F手芸用品_01裁縫・編み物	編み物の本	2	冊	0.1	0.2				

1082.4 6.4944

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

- (1) ケース・マーク (黒字)
(JICA ○○ Office)



(仕向地都市名, 国名)
(インボイス番号)
C/No. (ケース番号/ケース数)

- (2) サイド・マーク (赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

※仕向け国によっては西語、仏語となる場合がある。

- (3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク (FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等) を見やすい位置に貼付。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

- (4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

以下を参考としつつ、受注者の責任で適切な梱包とすること。

ア 海上輸送・航空輸送の共通事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。

- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。
- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器（包装・梱包方法）で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ 航空輸送梱包

- (1) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重（通常2G程度）も合わせて受けることになるので、十分な強度を持った段ボール（JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール）により、かつ JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には十分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。
- (2) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (3) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。
- (4) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。

以上

輸送条件書

1 業務内容

- (1) 到達地空港（原則的に到着地空港保全倉庫への搬入）までの輸送手配
- (2) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従ってください。
- (3) 船積書類（Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (4) 輸出通関手続き
- (5) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (6) 経由国を通過するための諸手続き
- (7) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 出発地空港 本邦国際空港
- (2) 到達地空港 別紙1「2026年度「世界の笑顔のために」プログラム仕向国と物品リスト」の予定される仕向地空港のとおり
- (3) 輸送対象機材
航空輸送：全アイテム航空輸送
- (4) 業務の範囲
到達地空港（原則的に到着地空港保全倉庫）における荷卸しまで
- (5) 安全かつ迅速な輸送
受注者は、到達地空港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。
- (6) 積替え条件
途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は認めることとする。
- (7) 発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項
 - ①相手国における輸入通関手続き
受注者は発注者の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。
 - ②到達地空港から仕向地までの陸上輸送
 - ③通関に日数を要した場合の保管料
通常の通関に必要な日数にかかる保管料は受注者の負担とするが、通常以上

に日数を要した場合で、かつ受注者に責がない場合の保管料は発注者又は荷受人の負担とする。

4 輸送書類

(1) 必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	航空輸送
① 航空輸送 : Air Waybill*	正1部、写1部
② Invoice **	正1部、写1部
③ Packing List**	正1部、写1部
④ 原産地証明書	必要に応じて
⑤ 領事査証	必要に応じて
⑥ 梱包材熱処理証明書等***	必要に応じて
⑦ 非木材証明書	必要に応じて
⑧ 輸送日程報告カード(確定)	電子データ1部

*原本が PDF の場合は正の提出は不要とする。

**書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛とすること。

***経由地で必要な場合は取り付けること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

在外 JICA 事務所

(Notify Party)

Same as consignee

(Shipper) 発注者とする。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

(その他国別の特別な記載事項あれば記載)

以上

個別案件明細書

受注者名:

案件名				AWB NO.	INVOICE NO.
主な機材	機材金額(外税)	機材の消費税額	個数	発送日	到着日
仕向空港	出発FLIGHT NO.	到着FLIGHT NO.	実重量 (KGS)	請求重量(KGS)	容積 (M3)

I. 航空貨物運賃

No.	項目	単価	単位	消費税の扱い (不課税)	請求重量(KGS)	合計
1	航空貨物運賃		円/kg			

II. FOB手数料(単価表)

No.	項目	単価	単位	消費税の扱い (不課税)	容積または件数または アイテム数	合計
1	保税運送料(指定倉庫から成田空港まで)		円/m3			
2	通常梱包料・手数料(通常梱包資材料及びケースマーク貼付けを含む)		円/m3			
3	危険品取扱手数料(デクラ作成含む)		円/件			
4	書類作成手数料(Invoice, Packing List, Pro-forma Invoice)		円/件			
5	書類作成手数料(Air Waybill(運送状)発行手数料)		円/件			
6	検査開梱作業料		円/件			
7	爆発物検査料		円/件			
8	通関料(小額、上限:4,200円)		円/件			
9	貨物追跡・到着確認手数料		円/件			
10	集荷運送料(東京23区内から指定倉庫まで)		円/m3			
11	倉庫保管料【通関前】(保管期間が30日を越える場合)(*4)		円/m3・日			
12	燻蒸証明書発行料		円/件			
13	温度管理品取扱手数料		円/件			
14	内容点検料		円/件			
15	X線検査の手数料		円/件			
16	放射線量検査等の手数料		円/件			
17	動植物検疫申請手数料		円/件			
18	搭載可否確認手数料		円/アイテム			
19	税関臨時開庁承認手続きに係る手数料		円/件			
20	通関料(大額、上限:5,900円)		円/件			

III. 実費 (単価表にない費用)

1	燃料サーチャージ		円			
2	各種サーチャージ		円			
			円			
			円			
			円			
			円			
			円			

合計 (I + II + III)

請求金額 総合計

0

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

（1）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は以下のとおりとします。

1) 仕向国別の運賃単価

2) FOB 手数料単価

① 保税運送料（指定倉庫から成田空港まで）

② 通常梱包料・手数料（通常梱包資材料及びケースマーク貼付けを含む）

③ 危険品取扱手数料（デクラ作成含む）

④ 書類作成手数料（Invoice, Packing List, Pro-forma Invoice）

⑤ 書類作成手数料（Air Waybill 発行手数料）

⑥ 検査開梱作業料

⑦ 爆発物検査料

⑧ 通関料（課税価格の合計額が 20 万円以下の少額貨物の場合、通関料の上限を 4,200 円とします）

⑨ 貨物追跡・到着確認手数料

3) 手数料実費分（定額計上）

サーチャージ、特殊梱包料（特殊梱包用資材料）、原産地証明手数料（商工会議所手数料）、輸出処理手数料（再輸入免税）、植防申請料、領事査証手数料等に係る経費については、320,000 円（定額）を計上して下さい。

当該経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更を行うことを可とします。

※日本国内倉庫保管料（最大 60 日を想定）、税関検査など諸経費については、上記 1) ~2) に含めること。

（2）入札金額

入札金額は不課税とします。消費税の取扱いについて、一律不課税としてください。一方で、業務実施に当たり、費用が課税対象となる場合、消費税を含めた内訳額を設定ください。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

- (1) 本契約にて定める、仕向国別の運賃及び FOB 手数料については、契約金額内訳書に定められた単価により、仕向国別運賃単価及び FOB 手数料等単価に、実際の貨物量等乗じ、請求金額を算出する。ただし、より安価な請求額となる重量価格帯においては「AS 取り」を優先すること。
- (2) 単価表にない経費については、実費または事前の見積書等に基づき請求金額を算出する。
- (3) 手数料実費分(定額計上)であるサーチャージ、特殊梱包料(特殊梱包用資材料)、原産地証明手数料(商工会議所手数料)、輸出処理手数料、(再輸入免税)、植防申請料、領事査証手数料等に係る経費については、契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。
- (4) 受注者はすべての貨物がすべての仕向地に到着した後に、本邦国際空港からの発送済み貨物に係る、運賃、FOB 手数料、費用実績を、「個別案件明細書」にとりまとめ、実績を確認できる書類と併せて、これを業務完了届(兼経費報告書)の添付書類とし、発注者に提出する。
- (5) 発注者は、成果品の検査を行い、不備等がなければ金額を確定し受注者に通知する。
- (6) 受注者は発注者から検査結果及び精算確定金額の通知を受領後、同通知に基づき、請求書を発注者に提出する。
- (7) 発注者は請求書を受領した後、30 日以内に受注者に支払う。

以上

別添：積算様式

積算様式

(単位:円)

1. 仕向国別の運賃(不課税)

	仕向国	想定重量(kg) *1	1kg当たりの運賃 (単価)	運賃合計 (想定重量×1kg当たりの単価)
1	ウガンダ	31.0		0
2	エルサルバドル	47.2		0
3	カメルーン	6.9		0
4	カンボジア	26.0		0
5	ガーナ	14.4		0
6	キューバ	15.5		0
7	キリバス	16.6		0
8	キルギス	35.3		0
9	ケニア	13.2		0
10	ザンビア	40.6		0
11	ジンバブエ	33.6		0
12	セネガル	42.0		0
13	チュニジア	53.7		0
14	トンガ	376.9		0
15	ドミニカ共和国	20.0		0
16	ネパール	25.7		0
17	パナマ	36.6		0
18	東ティモール	12.5		0
19	フィリピン	47.0		0
20	ブータン	20.0		0
21	マダガスカル	45.0		0
22	マラウイ	6.0		0
23	マレーシア	7.7		0
24	ミクロネシア	24.0		0
25	モンゴル	9.4		0
26	ラオス	30.8		0
27	ルワンダ	44.8		0
I. 仕向国別の運賃合計				0

*1: 想定重量は積算上固定とします。

2. FOB手数料(不課税)

No.	FOB手数料単価(*2)	想定数量(*3)	単位	単価	単位	合計金額
1	保税運送料(指定倉庫から成田空港まで)	6.4944	m3		円/m3	0
2	通常梱包料・手数料(通常梱包資材料及びケースマーク貼付けを含む)	6.4944	m3		円/m3	0
3	危険品取扱手数料(デクラ作成含む)	27	件		円/件	0
4	書類作成手数料(Invoice, Packing List, Pro-forma Invoice)	27	件		円/件	0
5	書類作成手数料(Air Waybill(運送状)発行手数料)	27	件		円/件	0
6	検査開梱作業料	27	件		円/件	0
7	爆発物検査料	27	件		円/件	0
8	通関料(小額、上限:4,200円)	27	件		円/件	0
9	貨物追跡・到着確認手数料	27	件		円/件	0
II. FOB手数料合計						0

*2: 航空貨物の輸送に係る手数料等で運賃単価に含まないもの。

*3: 想定数量は積算上固定とします。

3. 手数料実費分合計(定額計上)(不課税)

手数料実費分(以下を想定)	数量	金額(円)
サーチャージ 特殊梱包料(特殊梱包用資材料) 原産地証明書手数料(商工会議所手数料) 輸出処理手数料(再輸入免税) 植防申請料 領事査証手数料	一式	320,000
III. 手数料実費分合計(定額計上)		320,000

4. 上記 I + II + III の合計 (入札額)	320,000
-------------------------------------	----------------

9 本契約は、本契約に基づく個々の業務委託契約（以下「個別契約」という。また、個別契約ごとに定められる対価を「契約金額」という。）に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。

10 本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁的方法によるものとする。

（業務計画書）

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。）以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託又は下請負の禁止）

第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により本業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

（1）受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

（2）発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。

（3）第20条第1項第8号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

（契約単価）

第5条 契約単価は、契約単価表に記載のとおりとする。

（発注）

第6条 発注者は、本契約に基づき業務を発注するときは、受注者に対し、発注にかかる業務、履行期間その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

2 前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。

- 3 個別契約は、発注者による第1項の発注に対し、受注者による承諾の通知が発注者に到達したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から3営業日以内に諾否の通知が発注者に到達しなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

（監督職員）

第7条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局参加促進課長の職にある者を監督職員と定める。

- 2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。
 - (1) 第1条第5項に定める書類の受理
 - (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
 - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会
- 3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。
 - (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
 - (3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - (4) 立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

（業務責任者）

第8条 受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、本業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
- 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限（ただし、契約単価の変更、契約金額の変更、作業項目の追加等本業務の内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。）を有するものとする。

（本業務の内容の変更）

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知によ

り本業務の内容の変更を求めることができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 第1項により本業務の内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約単価を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約単価並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

（一般的損害）

第10条 本業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第11条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合において、その他本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査）

第12条 受注者は、本業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第16条に規定する経費確定（精算）報告書の提出に代えて、契約単価表で定める単価に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

- 2 業務仕様書において可分な業務として規定されるものがある場合において、当該可分な業務が完了したときは、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。
- 3 発注者は、前二項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

（債務不履行）

第13条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注

者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（成果品等の取扱い）

- 第 14 条 受注者は、業務仕様書に成果品（以下「成果品」という。）が規定されている場合は、成果品を、業務仕様書に成果品が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、同条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。
- 2 前項の場合において、第 12 条第 3 項に定める検査の結果、成果品及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同条第 3 項の規定を準用する。
 - 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
 - 4 受注者が提出した成果品、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果品等」という。）の所有権は、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
 - 5 受注者が提出した成果品等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 12 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品等について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。
 - 6 前項の規定は、第 13 条、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により本契約が解除された場合についても、これを準用する。

（成果品等の契約不適合）

- 第 15 条 発注者は、成果品等に業務仕様書との不一致その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、契約金額の減額を請求し又はこれらに代え、若しくはこれらと併せて損害の賠償を請求することができる。
- 2 発注者は、成果品等に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び第 2 項の検査の合格又は前条第 3 項の監督職員の確認をもって免れるものではない。

（経費の確定）

- 第 16 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 2 受注者は、第 12 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 3 受注者は、契約単価表のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。
- 4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。
- （1）航空貨物運賃
単価表に定める単価及び実績による。
- （2）FOB 手数料
単価表に定める単価及び実績による。
- （3）手数料実費分
定額計上の範囲内で、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。
- 6 受注者は、発注者から前項の（1）、（2）、（3）に係る証拠書類の提出の省略を認められた場合は、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

（支払）

- 第 17 条 受注者は、第 12 条第 3 項による検査に合格し、前条第 4 項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者にすべての貨物が仕向け地に到着した後に確定金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された請求書が発注者を受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（履行遅滞の場合における損害の賠償）

- 第 18 条 受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に本業務を完成することが

できない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品等の引渡しを請求することができる。

- 2 前項の損害賠償の額は、遅滞に係る個別契約の契約金額から既に引渡しを受けた成果品等に係る部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金員につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（天災その他の不可抗力の扱い）

第19条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注者及び受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

（発注者の解除権）

第20条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- （1）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- （2）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- （3）受注者が第22条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- （4）第25条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- （5）受注者に不正な行為があったとき又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- （6）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- （7）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- （8）受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

- イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
 - リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第4号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる契約金額の合計額をいう。以下同じ。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

- 第21条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。
- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。この場合における収受しえたであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額

が定められているときは同金額を上限とする。

（受注者の解除権）

第 22 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第 23 条 本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における本業務の実施済部分の内容を発注者に報告するとともに、成果品等（仕掛中のものを含む。）があり発注者がその引渡しを求めたときは発注者による検査を受け、合格したものを発注者に引き渡さなければならない。

2 発注者は、前項の報告内容を勘案し、解除時点における受注者の本業務の実施済部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額（ただし、既払金を控除する。）を受注者に支払うものとする。

（調査・措置）

第 24 条 受注者が、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 20 条第 1 項各号又は第 25 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第 25 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

（1）次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資と

- して違反行為が行われた場合に限る。）
- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
 - (6) 第 16 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 20 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用される。
 - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知らず発注者への通報を怠った者については、この限りでない。
 - (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者

- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負う。
- 7 前各項の規定は、本業務の実施が完了した後も引き続き効力を有する。

（賠償金等）

- 第 26 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

（秘密の保持）

- 第 27 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。
- （1）開示を受けた時に既に公知であったもの
 - （2）開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - （3）開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - （4）開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
 - （5）開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
 - （6）法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - （7）第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
 - 3 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
 - 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切

である場合は、改善を指示することができる。

- 6 受注者は、本業務の実施の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 28 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条第 1 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- （1）当該取扱いに係る個人情報に関する秘密を保持し、利用目的以外に利用しないこと。
- （2）本契約締結後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。
 - イ 当該取扱いに係る個人情報の複製等の制限に関する事項
 - ロ 当該取扱いに係る個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - ハ 契約終了時における当該取扱いに係る個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - ニ 本業務における責任者及び業務従事者等の管理体制及び実施体制に関する事項
 - ホ 前号及び次号の遵守状況についての定期的報告に関する事項
 - ヘ イからホまでに定めるもののほか、当該取扱いに係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために発注者が必要と判断した措置に関する事項

（3）前号の書面に記載された事項を遵守すること。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者における個人情報の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況について、検査により確認する。この検査は、原則として、実地検査の方法で行う。
- 3 業務内容の一部を再委託する場合には、受注者は、再委託先に対し、第 1 項各号の義務を履行させる。この場合において、発注者は、再委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等に応じて、受注者を通じて、又は発注者自らが前項の検査を実施する。
- 4 前項の規定は、再委託先が委託先の子会社である場合又は再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。
- 5 受注者は、保有個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、保有個人情報の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。
- 6 第 1 項第 1 号及び第 2 項ないし第 4 項の規定は、本業務が完了した後も引き続き

き効力を有する。

（情報セキュリティ）

第 29 条 受注者は、本契約において発注者が提供する情報（以下「情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（1）当該情報提供の目的以外に情報を利用しない等、提供された情報を適正に取り扱うこと。

（2）本契約締結後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を発注者に提出し、本件業務の開始に先立って発注者の確認を得ること。当該書面に記載した事項に変更があった場合には、速やかに発注者に書面で報告し、発注者の確認を得ること。

イ 情報の適正な取扱いを目的とした情報セキュリティ対策の実施内容

ロ 情報セキュリティ対策を実施・管理するための管理体制

ハ 本業務に係る業務従事者及び作業場所

ニ 情報セキュリティインシデントが発生した場合の具体的な対処方法

ホ 情報セキュリティ対策に係る履行状況の発注者への報告方法及び頻度

ヘ 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法

ト イからへまでに定めるもののほか、情報の適切な取扱いのために必要と発注者が判断した事項

（3）情報の受領方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について発注者と合意すること。

（4）第 2 号の書面及び前号の取扱手順に基づき情報を取り扱うこと。

2 発注者は、受注者が取り扱う情報の格付等を勘案のうえ、必要があると認めるときは、受注者の事務所等における情報セキュリティ監査を実施する。この場合において、受注者による情報の取扱いが前項第 4 号に違反する場合には、発注者は、受注者に対し、改善を指示することができる。

3 業務内容の一部を再委託する場合は、受注者は、再委託先に対し、第 1 項各号定める義務を履行させ、かつ第 2 項に定める情報セキュリティ監査の措置を実施する。この場合において、受注者は、発注者に対し、第 4 条に定められている事項に加え、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を提供し、発注者の確認を得る。

（安全対策）

第 30 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

（業務災害補償等）

第 31 条 受注者は、自己の責任と判断において本業務を実施し、業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

（安全対策措置等）

第 32 条 （削除）

（業務引継に関する留意事項）

第 33 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、受注者は発注者の求めに従い、本業務を発注者が継続して実施できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の公表）

第 34 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

（1）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

（2）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

（1）前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

（2）受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

（3）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（準拠法）

第 35 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）

第 36 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

（合意管轄）

第 37 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

20●●年●●月●●日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 三井 祐子

受注者

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

附属書 I

契約の管理について

1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第5条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第6条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者（以下、「契約推進第三課長」という。）が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約推進第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約推進第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第25条第1項の各号の要件¹を満たす場合に限り実施できるものとする。

- (1) (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿（以下、これを「二者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
 - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ契約金額内訳書の変更（定額計上の対象とした直接経費内での費目間流用）
 - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
 - ・ 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
 - ・ 主要な業務従事者（技術評価の対象となった者）の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長の三者による打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ契約金額内訳書の変更（定額計上の対象外とした直接経費内での費目間流用、報酬から定額計上の対象外とした直接経費または定額計上の対象外とした直接経費から報酬への費目間流用、費目の追加・変更）
 - ・ 支払計画の変更
 - ・ 再委託先の決定・変更
- (3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。履行期間を延長する場合は、必ず現行契約の履行期間内に変更契約書を締結すること。

- ・ 業務内容の変更
- ・ 契約金額の変更
- ・ 契約総額の増減を伴わない附属書Ⅱ 契約金額内訳書の変更（上記2. (1)および(2)で定めるものを除く全ての費目間流用）
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

ⁱ 以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。

(契約の変更)

第25条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

- (1) 契約の同一性が確保されること。
- (2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

[附属書Ⅱ]

契約単価表

個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策

1 個人情報及び特定個人情報の取り扱いに際し講ずべき安全管理措置

本業務を実施するにあたって、次に示す安全管理措置を実施する¹。なお、個人情報及び特定個人情報は以下総称し「個人情報」と記載する。

大項目	No.	小項目
1. 個人情報の取扱いに係る規律の整備	1	個人情報の取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。
2. 物理的安全管理措置	2	個人情報を取り扱う区域を管理し、入退室管理を行う。
	3	個人情報を取り扱うサーバー等の機器を管理している場合は、侵入対策、災害等に備えた予備電源の確保・防水対策等を行う。
	4	記録機能を有する機器・媒体の接続制限を行うとともに、端末を限定する。
	5	個人情報を取り扱う機器及び電子媒体等の盗難等を防止するための措置を講じる。また、持ち出しは責任者の許可制とする。
	6	(電子媒体等を持ち運ぶ場合) 持ち運ぶ際に個人情報が漏えいしないための措置を講じる。 (例) ・個人データが記録された電子媒体又は個人データが記載された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し靴に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずる。
	7	本業務の完了後、速やかに個人情報の利用を中止し、個人情報を含む媒体等を発注者に返却、又は、個人情報を復元できないよう消去若しくは適切に媒体等を破壊した上で廃棄する。
3. 技術的安全管理措置 *情報機器 (PC やスマートフォン等)、及び情	8	個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う業務従事者 (受託者が個人の場合はその本人 (以下同様)) を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。
	9	個人情報を取り扱う情報システムを使用する業務従事者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別したうえで認証す

¹ 個人情報保護委員会より公開されている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」10 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容における「中小規模事業者における手法の例示」参照のこと。
(https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_tsusoku/#a10)

<p>報システムを使用して個人情報を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等をする場合を含む）に講じる措置</p>		<p>る（ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等）。また、管理者権限は最小限の人数に絞る。</p>
	10	<p>外部からの不正アクセス等を防止するための措置（セキュリティ対策）を講じる。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。 ・ 個人情報を取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。
	11	<p>個人情報を取り扱うサーバー等の機器を管理している場合は、アクセスログ等を定期的に確認、またはアクセス状況を監視し、一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示されるなどの機能の設定、定期確認などを行う。アクセスログについては、その記録の改ざん・不正な消去の防止等を講じる。</p>
	12	<p>（該当ある場合）業務上、情報システムで個人情報を取り扱う場合は、入力情報の照合（入力原票や既存の情報等との照合）を行う。</p>
	13	<p>（該当ある場合）業務上、個人情報を取り扱う情報システムの設計・開発・運用保守を伴う場合は、当該情報システムの設計書、構成図等の文書が外部に知られないような対策をする。</p>
	14	<p>取り扱う個人情報のバックアップを作成し、外部からの不正アクセス等を防止するための措置（セキュリティ対策）を講じる。</p>
	15	<p>情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するための措置を講じる。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。

2 情報セキュリティ対策

本業務を実施するにあたって、次に示す情報セキュリティ対策を実施する²。

大項目	No.	小項目
Part1.技術的対策	1	業務で使用する機器の OS やソフトウェアは常に最新の状態とする。
	2	業務で使用する機器にはウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル（セキュリティソフトがマルウェアを検出するための定義情報が入ったファイル）が自動更新されるよう設定する。
	3	業務で使用する機器、サービス及びシステムにログインする際のパスワードは、強固なパスワードを設定する。 (例) ・ 10 桁以上で「できるだけ長く」、大文字、小文字、数字、記号含めて「複雑に」し、複数のサービス間で使いまわさない。 ・ 可能な場合は多段階認証や多要素認証を利用する。
	4	情報へのアクセス（データ保管などのウェブサービス及びサービス上での共有設定等）を業務上必要な者のみがアクセスできるよう設定する。
	5	脅威や攻撃の手口を知り、対策に活かす。
Part2.業務従事者としての対策	6	不審な電子メールの添付ファイルや URL を安易に開かない。
	7	電子メールの送信先を確認し、送信ミスを防ぐ。
	8	秘密情報 ³ を送信する際には、メール本文ではなく添付ファイルに記述しパスワードで保護する。パスワードは予め決めておくか、携帯電話の SMS（ショートメッセージサービス）等の別手段で通知する。

² 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）より公開されている「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」参照のこと。（<https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/about.html>）

³ 秘密情報とは、受託者が、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受託者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受託者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
- (5) 開示の前後を問わず、受託者が独自に開発したことを証明するもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

	9	業務で無線 LAN を利用する場合は、安全に利用するために無線 LAN のセキュリティ設定をする。 (例) ・ 強固な暗号化方式 (WPA2、WPA3) を選択する。 ・ Wi-Fi ルーター設定のための管理用パスワードを強固で推測されにくいものにする。
	10	業務でのインターネット利用する際の注意、制限をルール化し遵守する。
	11	秘密情報のバックアップを定期的に行う。
	12	秘密情報は机の上等に放置せず、不要時は鍵付き書庫に保管する。
	13	秘密情報の持ち出し時は、PC、スマートフォンなどはパスワードロックをかける等、盗難や紛失の対策を実施する。
	14	離席時・退社時に他人が PC を使えない状態にする (スクリーンロックやシャットダウンをする等)。
	15	執務室への関係者以外の立ち入りを禁止する。
	16	機器・備品の盗難防止対策を行う。
	17	作業場所の施錠忘れ対策を行う (最終退出者は、施錠し退出の記録を残す等)。
	18	秘密情報の記録された媒体を破棄する際には、復元できないように消去し、書面で発注者に報告する。
Part3.組織的対策	19	業務従事者 (受託者が個人の場合はその本人 (以下同様)) に守秘義務を徹底する。
	20	業務従事者にセキュリティに関する教育や注意喚起を行う。
	21	個人所有の情報機器の業務利用は行わない。やむを得ず利用する場合は、セキュリティ対策を徹底する。
	22	再委託先等との契約において秘密保持や情報セキュリティ対応方針に関する文書を取り交わし、対策状況を確認する。
	23	クラウドサービス等の外部サービスを利用する場合には、安全性・信頼性を把握し選定する。
	24	生成 AI を利用する場合には、安全性・信頼性を把握し選定する。
	25	セキュリティインシデントの発生に備えて緊急時の体制整備や対応手順を作成する。
	26	情報セキュリティ対策に関するルールを明文化し、組織内に周

		知する ⁴ 。
--	--	--------------------

以上

⁴ 受託者が個人の場合は、自らの情報セキュリティに関する行動指針を明確にし、日常的に意識・実践する。

個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報

1 個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する管理体制・作業場所

(1) 管理体制¹：

- 本業務における個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する管理体制は、次に示すものとする。

	氏名 ²	連絡先 (Tel)
情報セキュリティ責任者		
個人情報保護管理者		
品質保証管理者		

- * 情報セキュリティ責任者：情報セキュリティ対策などの決定権限を有するとともに、全責任を負う。
- * 個人情報保護管理者：個人情報の取扱いについて関連法令を遵守する責任を負う。
- * 品質保証管理者：提供する製品・サービスの品質において全責任を負う（情報システムに関する内容を含む契約のみ記入が必要）。

- 個人情報の漏えいを含む情報セキュリティインシデントが発生した場合の窓口は、次に示すものとする。事案が発生又はそのおそれがある場合は速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従う。

氏名	連絡先 (Tel)

(2) 業務作業場所³： _____

2 個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策に関する履行状況の確認（定期的報告）

個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策の履行状況について確認を行う⁴。

¹ 管理体制は体制図等を別紙で提出することでも可とする。また、要員に交代がある時には、再度管理体制について提出する。

² 受託者が個人の場合は、すべてその本人の名前を記載することでよい。

³ 記載例：国際協力機構の麹町本部、受託者の執務室等 ※可能な限り具体的に記載

⁴ 再委託先がある場合は、受託者が再委託先に対して、再委託先の個人情報の取り扱いに際し講ずべき安全管理措置の履行状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について確認を行い、発注者に報告する。

(1) 履行状況の確認方法： 会議体による報告（議事録を残すものに限る）
 書面による報告
 その他 _____

(2) 履行状況の確認頻度： ___ヶ月に1回 1年に1回
 その他 _____

以上